

# 基準等の院内掲示

令和8年6月1日

- 1 当院では、厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
- 2 付添看護は、医師が治療上必要と認め、かつ、家族が付添う場合に限り認めます。
- 3 当院では、以下の施設基準に適合するものとして近畿厚生局長に届出を行っています。

## 基本診療

- |                                        |                                              |
|----------------------------------------|----------------------------------------------|
| (1) 一般病棟入院基本料（急性期一般入院基本料6）             | (19) がん治療連携指導料                               |
| (2) 救急医療管理加算                           | (20) 薬剤管理指導料                                 |
| (3) 診療録管理体制加算3                         | (21) 医療機器安全管理料1                              |
| (4) 医療安全対策加算2                          | (22) 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算 |
| (5) 感染対策向上加算2<br>（連携強化加算）（サーベイランス強化加算） | (23) 検体検査管理加算（I）                             |
| (6) 地域支援・医薬品供給対応体制加算1                  | (24) 小児食物アレルギー負荷検査                           |
| (7) 病棟薬剤業務実施加算2                        | (25) CT撮影及びMRI撮影<br>（16列以上64列未満のマルチスライスCT）   |
| (8) データ提出加算（2）                         | (26) 脳血管疾患等リハビリテーション料（III）                   |
| (9) 入退院支援加算（2）（入院時支援加算）                | (27) 運動器リハビリテーション料（II）                       |
| (10) 認知症ケア加算（2）                        | (28) エタノールの局所注入（甲状腺）                         |
| (11) せん妄ハイリスク患者ケア加算                    | (29) エタノールの局所注入（副甲状腺）                        |
| (12) 地域包括ケア入院医療管理料1<br>（看護職員配置加算）      | (30) 人工腎臓                                    |

## 食事療養

- |                         |                                        |
|-------------------------|----------------------------------------|
| (13) 入院時食事療養／入院時生活療養（I） | (31) 導入期加算1                            |
|                         | (32) 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算             |
|                         | (33) 下肢末梢動脈疾患指導管理加算                    |
|                         | (34) 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術） |

## 特掲診療

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| (14) 糖尿病合併症管理料     | (35) 輸血管管理料（II）        |
| (15) がん性疼痛緩和指導管理料  | (36) 外来・在宅ベースアップ評価料（I） |
| (16) 二次性骨折予防継続管理料2 | (37) 入院ベースアップ評価料124    |
| (17) 二次性骨折予防継続管理料3 |                        |
| (18) ニコチン依存症管理料（1） |                        |

4 保険外併用療養費

(1) 特別の療養環境の提供の実施

入院にあたり、特別室の利用を希望される場合は、別途室料が必要となります。

個室 8 部屋 (201 号室 210 号室 211 号室 212 号室 213 号室 215 号室 216 号室 221 号室)

1 日 4, 720 円 (町内) 5, 550 円 (町外)

(2) 180 日超入院患者

入院期間が 180 日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者さんを除きまして、別途料金が必要となります。

1 日につき 2, 285 円 (通算対象入院料の基本点数の 15%相当)

5 療養の給付と直接関係ないサービス等の費用

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数の応じた実費の負担をお願いしています。

項目	金額 (税込)	項目	金額 (税込)
診断書その他これに類するもので、 医師の判断を要するもの		病室の電話(使用時間に応じて)	適宜
		電話代	10 円/回
・病状経過等の内容が複雑なもの	5,550 円/通	FAX 送信代	50 円/回
・病状経過等の内容が簡易なもの	3,350 円/通	病室のテレビ利用料	100 円/日
・身体検査の証明 その他記載内容が簡易なもの	1,680 円/通	着物(ねまき)	2,670 円/枚
		イヤホン	280 円/個
死体検案書	5,550 円/通		
死亡診断書	3,350 円/通	診察券再発行代	300 円/枚
出生証明書	3,350 円/通	※故意的な破損又は	
入所用文書料	2,750 円/通	最終発行日から 2 年以内の場合	
その他文書料		杖先のゴム	480 円/枚
・診療費明細証明(自賠責用) その他これに類するもの	3,350 円/通	外来透析利用料	
		・テレビ利用料(週 3 回外来透析)	600 円/月
・所得税に係る医療費控除のための証明 その他これに類するもの	1,680 円/通	・テレビ利用料(週 2 回外来透析)	400 円/月
		・外来透析時の食事代	670 円/食
・入院又は通院期間の証明 その他これに類するもの	1,680 円/通	はくパンツ	100 円/枚
		紙おむつ	110 円/枚
在宅訪問交通費		尿取りパット	30 円/枚
・2km まで	520 円/回	フラットシート	50 円/枚
・以後 1km ごと(端数切上げ)	210 円/回	保険外検査	各種
往診時のタクシー代(利用金額に応じて)	適宜	予防接種(各種)	各種
診療記録等の開示手数料		エムラパッチ(予防接種時使用)	580 円/枚
・コピー代(白黒)	10 円/枚		
・コピー代(カラー)	50 円/枚		
・CD-R	1,000 円/枚		